

短期入所（予防）生活介護重要事項説明書

1 運営法人の概要

- ①名 称 社会福祉法人 寿幸会
- ②代表者名 理事長 井上 節
- ③所 在 地 神奈川県相模原市緑区根小屋 2 3 6 3 - 2
- ④電話番号 0 4 2 - 7 8 4 - 5 6 7 0
- ⑤F A X 0 4 2 - 7 8 4 - 4 2 2 9
- ⑥実施事業 旭ヶ丘特別養護老人ホーム
旭ヶ丘居宅介護支援センター

2 旭ヶ丘特別養護老人ホームの概要

①提供できるサービスの種類

施設名称	介護老人福祉施設旭ヶ丘特別養護老人ホーム
所在地	神奈川県相模原市緑区根小屋 2 3 6 3 番地 2
介護保険指定番号	神奈川県 1 4 7 1 7 0 0 0 5 2 号
短期入所利用定員	8 名

②短期入所の職員体制（令和 6 年 4 月 1 日現在）

- 施設長 1 名（常勤兼務）
施設長は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 副施設長 1 名（常勤兼務）
副施設長は、介護、看護、栄養・調理の業務の管理を行う。
- 総務課長 1 名（常勤兼務） 事務員 3 名（常勤兼務 3 名）
施設の会計事務その他一般事務に関すること。
- 生活相談員 1 名（常勤兼務）
利用者の日常生活の指導、相談、援助に関すること。
- 介護職員 2 1 名（常勤兼務 1 8 名 非常勤兼務 3 名）
利用者の介護、生活指導に関すること。
- 看護師 3 名（常勤兼務 3 名）
利用者の保健衛生に関すること。
- 機能訓練指導員 1 名（非常勤兼務）
利用者の機能訓練を行う。
- 管理栄養士 1 名（常勤兼務）
利用者の給食及び栄養管理に関すること。
- 調理員 9 名（常勤勤務 4 名 非常勤兼務 5 名）
利用者の給食調理に関すること。
- 医師（嘱託） 2 名（非常勤 2 名）
保健衛生管理に関すること。

3 通常の事業実施地域

相模原市緑区津久井地域（但し、緑区青根は除く。）

4 サービスの内容

- ①ご利用場所 相模原市緑区根小屋 2 3 6 3 番地 2
旭ヶ丘特別養護老人ホーム 0 4 2 - 7 8 4 - 5 6 7 0
- ②ご利用期間 区分限度支給限度額の範囲内でご利用できます。
*原則として、連続したサービスのご利用は 3 0 日までといたします。
*原則として、短期入所の利用日数は、要介護認定期間中のおおむね半数を超えないようにお願いいたします。
*原則として入所時間は午前 10 時 00 分以降、退所時間は午後 6 時 00 分までと致します。
送迎サービスご利用時は退所時間は午後 5 時 00 分までと致します。
- ③ご利用可能設備等 居室、食堂（機能訓練室）、医務室、トイレ、洗面所
浴室（特殊浴槽・普通浴槽）
- ④食事 朝食 7 時 3 0 分
昼食 1 2 時 0 0 分
夕食 1 8 時 0 0 分（退所日は 1 7 時 3 0 分）
*管理栄養士の立てる献立により食事を提供致します。
- ⑤入浴 原則として、週に最低 2 回は入浴していただけます。ただし、
状態に応じ、清拭となる場合があります。
入所日の入浴は出来ません。
- ⑥介護 ご希望や状態に応じ適切な介護サービスを提供します。
着替え介助、排泄介助、オムツ交換、体位変換、離床
シーツ交換等
- ⑦機能訓練 心身の状況、必要に応じて機能回復訓練を行います。
- ⑧レクリエーション 原則として、月曜日から土曜日の毎日レクリエーション活動を行っています。
- ⑨健康管理 看護職員が健康管理を行います。短期入所生活介護の初日に簡単な健康チェックを行います。
- ⑩理美容 当施設では月に 1 回理容サービス、2 ヶ月に 1 回美容サービスを実施しています。料金は別途かかります。実施日についてはお問合せください。

- ⑪送迎 ご家族の希望（車がない、送迎する人がいない等）により送迎サービスを実施します。尚、通常の送迎地域以外の場合、別途料金表のとおり送迎費用が発生します。

5 利用料

- ② 介護保険外のサービスとなる場合は全額自己負担となります。

* 要支援認定または要介護認定を受けていない場合、及びケアプラン等が作成されていない場合には、全額利用料を支払うものとし、その後、市に対して保険給付分を請求することができます（償還払い）。

○ご利用日の前日 6 時 0 0 分までにご連絡いただいた場合	無料
○ご利用日の当日午前 9 時 0 0 分までにご連絡いただいた場合	利用者負担金の 50%
○ご利用日の当日午前 9 時 0 0 分までにご連絡がなかった場合	利用者負担金の 100%

- ④他の利用者の生命又は健康に重大な影響を与える行為があった場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

主治医

7 サービス利用に当たっての注意事項

(1) ご来所の際

- ① 利用者又は代理人は、体調の変化があった際には事業所の従業員にご一報ください。
- ② 利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。

(2) 禁止行為

以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食等
- ② 従業員又は他の利用者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 事業所内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業員に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業員及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

8 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

9 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業員等の訓練を行います。

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアル

を作成し、従業員教育を行います

13 守秘義務に関する対策

事業所及び従業員は、業務上知り得た利用者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守すべき旨を、従業員との雇用契約の内容としています。

14 事故発生時の対応

事故等が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

15 緊急時の対応

利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

16 協力医療機関等

事業所は、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

【協力医療機関】

名称 相模原市赤十字病院

住所 神奈川県相模原市緑区中野256

名称 藤野温泉病院

住所 神奈川県相模原市牧野8147-2

【協力歯科医療機関】

名称 野村歯科医院

住所 神奈川県相模原市緑区中野966-5

17 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生し

た場合

- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者又は代理人が、事業所及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

18 サービスの相談、苦情等

(1) 当施設における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

〔生活相談員〕熊谷 浩子

連絡先：042-784-5670

〔管理者〕井上 節

(2) その他苦情受付機関

神奈川県国民健康保険団体連合会

連絡先：045-329-3447

相模原市地域包括ケア推進部福祉基盤課

連絡先：042-707-7046

19 その他の留意事項

- (1) サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (2) 事業所は職員等の資質向上のために、研修の機会を提供します。
- (3) 全国社会福祉協議会、神奈川県社会福祉協議会、相模原市高齢者福祉施設協議会等の主催する管理者、従事者及び介護支援専門員の研修会に積極的に参加させます。
- (4) 入所者に対するサービス提供に関する記録は、その完結の日から2年間保存又は介護報酬の受領日から5年間保存するものとします。

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建て

(2) 建物の延べ床面積 2,038.90 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業等を併設して実施しています

〔短期入所生活介護（ショートスティセンター）〕

令和2年4月1日指定 介護保険事業所番号 1471700052 定員 8名

〔通所介護（デイサービスセンター）〕

令和2年4月1日指定 介護保険事業所番号 1471700052 定員 35名

〔居宅介護支援事業（在宅介護支援センター）〕

令和2年4月1日指定 介護保険事業所番号 1471700029

(4) 施設の周辺環境

1. 静かな山間にあって利用しやすい施設です。

2. 隣接に協力病院があり、その他専門医の往診も受けられ、きめ細かな健康管理をしています。

内科、精神科、泌尿器科、外科、循環器科、放射線科、

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

○ 介護職員

ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。2.2名のご利用者に対して1名の看護・介護職員を配置しています。（令和6年8月1日現在）

○ 生活相談員

ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

○ 看護職員

主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。3名の看護職員を配置しています。

○ 機能訓練指導員

ご利用者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員(非常勤)を配置しています。

○ 介護支援専門員

ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼ねる場合もあります。

2名の介護支援専門員を配置しています。

○ 医 師

ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

2名の嘱託医（内科医、精神科医）を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ご利用後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。

（契約書第2条参照）

①当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）が施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を行います。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご利用者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくはご利用者及びそのご家族等の要請に応じ、変更の必要があるかどうかを確認して、変更の必要のある場合には、ご利用者及びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における当施設の義務（契約書第9条参照）

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
またその他申請等ご利用者のご希望により代行援助を行います。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者またご利用者の求めに応じて閲覧できるようにいたします。
- ⑥ご利用に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただしご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦当施設及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって、知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上又はサービス担当者会議等において必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供する事があります。またご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合にも、ご利用者に関する情報を提供する事があります。

5. サービス利用に当たっての留意事項

当施設のご利用にあたって、当施設をご利用されているご利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。ただし、事前にご相談いただいた物品等で、管理者が認めた場合は、この限りではありません。

日用品、テレビ(19インチ以内)等

(2) 面 会

面会時間 9:00～17:00

*時間外の面会については、必ずその都度職員にお申し出ください。

*なお、来訪される場合、食べ物の持ち込みはご遠慮ください。

*感染症等の理由により、面会については実施を制限する場合があります。

(3) 外出・外泊 (契約書第26条参照)

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

但し、外泊については、おおむね7日以内といたします。

(4) 食 事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合に「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・整備の使用上の注意 (契約書第 11 条、第 12 条参照)

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当施設の職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫 煙

施設内の喫煙は禁止とさせていただきます。

(7) 入所の際

・入所者又は代理人は、体調の変化があった際には施設の従業者にご一報ください。

・入所者は、施設内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。

(8) 禁止行為 以下の行為につきましては、ご遠慮ください。

- ① 決められた場所以外での喫煙・飲酒・飲食
- ② 従業者又は他の入所者に対し、ハラスメントその他の迷惑行為を行うこと
- ③ 施設内での金銭及び食物等のやりとり
- ④ 従業者に対する贈物や飲食のもてなし
- ⑤ 従業者及び他の入所者に対する身体的・精神的暴力
- ⑥ その他決められた以外の物の持ち込み

6 緊急時の対応

サービス提供時に入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等必要な措置を講じます。

7 非常災害対策

施設は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、代理人、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

当施設は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

9 身体拘束の禁止

原則として、入所者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に入所者及び代理人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

10 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

入所者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、入所者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

入所者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

11 守秘義務に関する対策

施設及び従業者は、業務上知り得た入所者及び代理人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を厳守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

12 損害賠償について (契約書第 13 条参照)

当施設において、施設の責任により入所者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、入所者又は代理人に故意又は過失が認められた場合や、入所者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

施設は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、施設は損害賠償責任を免れます。

- ① 入所者又は代理人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因

して損害が発生した場合

- ② 入所者又は代理人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ③ 入所者の急激な体調の変化等、施設が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ④ 入所者又は代理人が、施設及び従業者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

各加算の内容

- ① 夜勤職員配置加算（Ⅰ）
夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置
- ② 送迎加算
送迎を行う場合（片道につき）
- ③ 長期利用者提供減算
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合
- ④ サービス提供体制加算（Ⅰ）
介護福祉士が８０％以上又は勤続年数１０年以上の介護福祉士が３５％以上の要件を満たした場合
- ⑤ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）
介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てることが目的

【説明確認欄】

令和 年 月 日

旭ヶ丘特別養護老人ホーム短期入所（予防）生活介護サービスをご利用に当たり、ご利用者に対し本書面に基づき 重要事項の説明をいたしました。

指定介護老人福祉施設 旭ヶ丘特別養護老人ホーム
説明者氏名 生活相談員 署名： 熊谷 浩子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意し交付を受けました。

利用者
住 所

氏 名 印

代理人又は立会人
住 所

氏 名 印